

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

9 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	豊野浄水場昇降機保守点検業務委託 長期継続	各種施設管理－機械設備等保守点検	日本オーチス・エレベータ株式会社 西日本支社	¥2,613,600	令和5年9月29日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	-
2	体験型研修センター昇降機保守点検業務委託 長期継続	各種施設管理－機械設備等保守点検	フジテック株式会社 近畿統括本部	¥1,544,400	令和5年9月29日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	-
3	北部水道センター外1か所昇降機保守点検業務委託 長期継続	各種施設管理－機械設備等保守点検	株式会社日立ビルシステム 関西支社	¥5,940,000	令和5年9月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	-
4	舞洲給水塔外4か所昇降機保守点検業務委託 長期継続	各種施設管理－機械設備等保守点検	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	¥8,605,080	令和5年9月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	-
5	東部水道センター外1か所昇降機保守点検業務委託 長期継続	各種施設管理－機械設備等保守点検	日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所	¥6,557,760	令和5年9月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	-
6	柴島浄水場昇降機保守点検業務委託 長期継続	各種施設管理－機械設備等保守点検	広洋産業株式会社	¥3,333,000	令和5年9月29日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	-
7	西部水道センター外2か所昇降機保守点検業務委託 長期継続	各種施設管理－機械設備等保守点検	三精テクノロジーズ株式会社	¥6,468,000	令和5年9月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	-
8	豊野浄水場外3か所管理設備外保守点検業務委託 長期継続	機械等施設点検・運転－施設保守点検整備	東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社	¥61,710,000	令和5年9月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	-
9	令和5年度 豊野浄水場排水処理施設運転管理業務委託	機械等施設点検・運転－施設運転操作管理	株式会社大阪水道総合サービス	¥3,630,000	令和5年9月29日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号	G26	-

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場昇降機保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、豊野浄水場に設置している昇降機の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該昇降機は、日本オーチス・エレベータ株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、昇降機の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、万一、昇降機に不具合等の重大な事態が生じた場合に、原因分析、部位の特定、交換部品等の手配や取替作業等の復旧を可及的速やかに行うためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替え、復旧時の安全確認など、製造者でなければ知りえない調整方法によるメンテナンスを行う必要があります。

上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が保守点検を行い、昇降機に不具合等の重大な事態が発生した場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、保守点検を行ったことによる問題なのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、利用者の安全性確保及び製造責任と保守責任の一元化を図ることが出来るのは、日本オーチス・エレベータ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

体験型研修センター昇降機保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 随意契約理由

本業務は、体験型研修センターに設置している昇降機の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該昇降機は、フジテック株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、昇降機の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、万一、昇降機に不具合等の重大な事態が生じた場合に、原因分析、部位の特定、交換部品等の手配や取替作業等の復旧を可及的速やかに行うためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替え、復旧時の安全確認など、製造者でなければ知りえない調整方法によるメンテナンスを行う必要があります。

上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が保守点検を行い、昇降機に不具合等の重大な事態が発生した場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、保守点検を行ったことによる問題なのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、利用者の安全性確保及び製造責任と保守責任の一元化を図ることが出来るのは、フジテック株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

北部水道センター外 1 か所昇降機保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

本業務は、北部水道センター、庭窪浄水場に設置している昇降機の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該昇降機は、株式会社日立製作所及び株式会社日立ビルシステムがそれぞれ自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、昇降機の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、万一、昇降機に不具合等の重大な事態が生じた場合に、原因分析、部位の特定、交換部品等の手配や取替作業等の復旧を可及的速やかに行うためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替え、復旧時の安全確認など、製造者系の保守点検業者でなければ知りえない調整方法によるメンテナンスを行う必要があります。

当該昇降機にかかる保守点検業務は株式会社日立製作所の昇降機部門から株式会社日立ビルシステムに事業継承されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が保守点検を行い、昇降機に不具合等の重大な事態が発生した場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、保守点検を行ったことによる問題なのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、利用者の安全性確保及び製造責任と保守責任の一元化を図ることが出来るのは、株式会社日立ビルシステムが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲給水塔外4か所昇降機保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、舞洲給水塔、柴島浄水場（水質試験所含む）、庭窪浄水場、豊野浄水場及び境川営業所跡施設に設置している昇降機の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該昇降機は、三菱電機株式会社及び菱電エレベータ施設株式会社がそれぞれ自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、昇降機の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、万一、昇降機に不具合等の重大な事態が生じた場合に、原因分析、部位の特定、交換部品等の手配や取替作業等の復旧を可及的速やかに行うためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替え、復旧時の安全確認など、製造者系の保守点検業者でなければ知りえない調整方法によるメンテナンスを行う必要があります。

当該昇降機にかかる保守点検業務は三菱電機株式会社及び菱電エレベータ施設株式会社の昇降機部門から三菱電機ビルソリューションズ株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が保守点検を行い、昇降機に不具合等の重大な事態が発生した場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、保守点検を行ったことによる問題なのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、利用者の安全性確保及び製造責任と保守責任の一元化を図ることが出来るのは、三菱電機ビルソリューションズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

東部水道センター外 1 か所昇降機保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

本業務は、東部水道センター及び南部水道センターに設置している昇降機の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該昇降機は、日本エレベーター製造株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、昇降機の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、万一、昇降機に不具合等の重大な事態が生じた場合に、原因分析、部位の特定、交換部品等の手配や取替作業等の復旧を可及的速やかに行うためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替え、復旧時の安全確認など、製造者でなければ知りえない調整方法によるメンテナンスを行う必要があります。

上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が保守点検を行い、昇降機に不具合等の重大な事態が発生した場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、保守点検を行ったことによる問題なのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、利用者の安全性確保及び製造責任と保守責任の一元化を図ることが出来るのは、日本エレベーター製造株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場昇降機保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

広洋産業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場に設置している昇降機の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該昇降機は、広洋産業株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、昇降機の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、万一、昇降機に不具合等の重大な事態が生じた場合に、原因分析、部位の特定、交換部品等の手配や取替作業等の復旧を可及的速やかに行うためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替え、復旧時の安全確認など、製造者でなければ知りえない調整方法によるメンテナンスを行う必要があります。

上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が保守点検を行い、昇降機に不具合等の重大な事態が発生した場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、保守点検を行ったことによる問題なのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり、保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、利用者の安全性確保及び製造責任と保守責任の一元化を図ることが出来るのは、広洋産業株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

西部水道センター外2か所昇降機保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、西部水道センター、柴島浄水場及び南部水道センターサテライトに設置している昇降機の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該昇降機は、三精テクノロジーズ株式会社（旧社名：三精輸送機株式会社、平成26年に変更）が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、昇降機の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、万一、昇降機に不具合等の重大な事態が生じた場合に、原因分析、部位の特定、交換部品等の手配や取替作業等の復旧を可及的速やかに行うためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替え、復旧時の安全確認など、製造者でなければ知りえない調整方法によるメンテナンスを行う必要があります。

上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が保守点検を行い、昇降機に不具合等の重大な事態が発生した場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、保守点検を行ったことによる問題なのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、利用者の安全性確保及び製造責任と保守責任の一元化を図ることが出来るのは、三精テクノロジーズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場外3か所管理設備外保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、豊野浄水場、楠葉取水場、柴島浄水場に設置している管理設備及び長居配水場に設置している監視制御設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社東芝が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備の事業は東芝インフラシステムズ株式会社へ事業承継されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、東芝インフラシステムズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 豊野浄水場排水処理施設運転管理業務委託

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

本業務は、豊野浄水場において、凝集沈澱池から発生するスラッジを天日乾燥池により処理するために必要な運転管理業務を行うものです。

令和5年度の本業務について10月1日からの業務開始に向け、本年8月に入札を執行しましたが、不調となったため10月1日からの業務開始が極めて困難な状況となっています。あらためて入札に向けて準備を行っていますが、業者決定までに約3か月の期間が必要となります。

しかし、スラッジを計画的に天日乾燥池に送泥し処理しなければ浄水処理に支障をきたすことから中断なく履行し続ける必要があり、令和5年10月1日からの業務開始が必要不可欠となっています。

現に契約履行中である上記業者に、次の契約相手方が決定するまでの必要最低限の期間を履行させた場合、すでに履行体制が確保できているなど、速やかに業務を開始することができます。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-823-2321）